

付加価値の計算の頻度に関する規定

(2019年3月29日現在)

協定名	記載内容
日メキシコ協定	<p>第二十三条 域内原産割合</p> <p>5 生産者は、次の(a)又は(b)のいずれかの期間において、統一システムの同一の号に分類される一又は二以上の製品であって、当該生産者が一方の締約国の区域における同一又は二以上の工場で生産するものに関し、これらの製品のすべてについて又はこれらの製品のうち他方の締約国に輸出される製品のみについて域内原産割合を平均することができる。</p> <p>(a)当該生産者の会計年度又は会計期間</p> <p>(b)一箇月、二箇月、三箇月、四箇月又は六箇月のいずれかの期間</p>
日インド協定	<p>第三十条 原産資格割合の算定</p> <p>注釈 産品の原産資格割合の算定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。</p> <p>第二十六条 定義</p> <p>(d)「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。</p>
日モンゴル協定	<p>第三・四条 原産資格割合</p> <p>注釈 産品の原産資格割合の算定に当たり、輸出締約国における一般的に認められている会計原則を適用する。</p> <p>第三・一条 定義</p> <p>(e)「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにそれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている会計原則又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。それらの規準は、一般に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。</p>
TPP11	<p>第三・五条 域内原産割合</p> <p>2 各締約国は、域内原産割合の算定のために考慮される全ての費用については、産品が生産される締約国の領域において適用される一般的に認められている会計原則に従い、記録し、かつ、その記録を保管することを定める。</p> <p>第三・九条 純費用</p> <p>4 各締約国は、同一の工場において生産される第八四〇七・三一号から第八四〇七・三四号までの各号、第八四〇八・二〇号、第八四・〇九項、第八七・〇六項、第八七・〇七項又は第八七・〇八項の自動車関連材料たる自動車関連産品について1及び2に規定する純費用方式を適用して算定を行うに当たり、次のいずれかの期間の平均をとることができることを定める。</p> <p>(a) 当該自動車関連産品の販売相手である自動車の生産者の会計年度</p> <p>(b) 任意の四半期又は月</p> <p>(c) 当該自動車関連材料たる自動車関連産品の生産者の会計年度</p> <p>ただし、当該自動車関連産品が当該算定の基準となる会計年度、四半期又は月の間に生産されたものであることを条件とする。当該算定は、(a)又は(b)に規定する期間の平均をとる場合には、次のいずれかの方法による。</p> <p>(i) (a)に規定する期間の平均について、一又は二以上の自動車の生産者に販売される自動車関連産品ごとに算定する方法</p> <p>(ii) (a)又は(b)に規定する期間の平均について、他の締約国の領域に輸出される自動車関連産品ごとに算定する方法</p>

日本商工会議所「第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル」の説明

https://www.icci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf

- 原産資格割合を計算する場合に使用する価格（原価）は、輸出品の生産に使用される原材料や費用の実際の価格（実際原価）を使用することを推奨します。
しかし、部品の種類や数が膨大、原材料の価格変動が大きい、製品自体の価格変動が大きいなどの理由により実際原価を使用することが困難である場合は、自社が採用する会計基準に基づき、標準原価や予定原価を使用しても構いません。
ただし、この場合、定期的に実際の発生額との差異をチェックし、EPAに定められた閾値を常に超えていることを確認してください。
- 原産資格割合がEPAに定められる閾値を超えていれば原産品ということになりますが、原産資格割合と閾値の差が小さい場合、価格が大きく変動したり、為替が変動したりすると、閾値を下回る可能性があります。
閾値以上とならない場合は原産品ではなくなりますので、このような場合は速やかに日本商工会議所に原産品判定の取り消しを申し出てください。そのため、原産資格割合の算定に一定期間の平均値を使用するのではなく、閾値を常に超えているか定期的に（毎月など）確認するなど、常に原産資格割合の管理を行うことを推奨します。
- 救済規定については、「[救済規定1](#)」（P.47）および「[救済規定2](#)」（P.49）を参照してください。

ステップ4 輸出品に関する原産資格を確認する

30

経済産業省原産地証明室

「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」の説明

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

付加価値基準利用における計算ワークシートの例

利用協定: 日アセアン協定
生産国: 日本、生産場所: ○○県○○市□□・△△工場
 適用原産地規則: 付加価値基準 (RVC40%以上)
 輸出品: HS8544.30 ワイヤハーネス
 FOB価額: US\$64 (円換算¥5,800)
 $RVC = (5,800 - 1,400) / 5,800 = 0.76$

作成年月日
資料作成者名

特に最終生産地が国内であることを確認。

本事例では控除方式で計算。
 $(\text{FOB価額} - \text{非原産材料価額}) / \text{FOB価額}$

・控除方式を使う場合、原産材料の価額は出てこないで原産材料単価の根拠を示す資料は不要。他方、積上げ方式を使う場合には、当該価額の根拠を示す資料が必要。

・控除方式or積上げ方式については、原産/非原産材料の点数、価格の大小等を考慮し、協定の範囲内で、より簡便な方法を自由に選択可能。

・材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

・積上げ方式のうち、非材料費（労務費、諸経費、利益等）を付加価値分を含める場合には、当該価額を裏付ける資料が必要。

同時に関税分類変更基準も満たす必要がある場合、「対比表」(前述)を統合した表でも構わない。 15

部品名	原産/非原産	単価	原産情報	価額情報
プラスチック製管	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
プロテクター	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ドライブギア	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ワッシャー	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
織物製テープ	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
レセプタクル	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
タッピングスクリュー	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
接続子	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ファスナー(留め具)	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
非原産材料価額合計		¥1,400		
LED	原産	¥...	サプライヤからの資料(○○株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
銅線	原産	¥...	サプライヤからの資料(●●株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
電気導体	原産	¥...	サプライヤからの資料(□□製作所△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
原産材料価額合計		¥1,100		
その他経費	-	¥2,700		製造原価明細
利益	-	¥400		製造原価明細
輸送費	-	¥200		国内輸送取引明細、送附業者取引明細等
非材料費合計		¥3,300		